

学校法人清光学園
岡崎女子短期大学
機関別評価結果

令和3年3月12日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

岡崎女子短期大学の概要

設置者	学校法人 清光学園
理事長	林 陽子
学 長	林 陽子
A L O	平尾 憲嗣
開設年月日	昭和 40 年 4 月 1 日
所在地	愛知県岡崎市中町 1-8-4

<令和 2 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児教育学科第一部		172
幼児教育学科第三部		80
現代ビジネス学科		50
	合計	302

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

岡崎女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和3年3月12日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和元年6月14日付で岡崎女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学当初から「理性と伝統の上にたった自由と創造は、教育の生命である。この精神に基づいて本学は心身共に健全にして、高き知性と豊かな情操をもって、国家社会の発展に貢献する、有能な女性の育成を目的とする」との建学の精神を掲げ、これを学内外に示すとともに、学内においては入学時、在学中に学生並びに教職員への浸透を図っている。

建学の精神の具現化は、社会貢献活動として市民に対しても行われ、「夏休み親子広場」、「教員免許状更新講習」、「岡崎市定期講座講習」、「愛知県現任保育士研修」、「愛知県保育士等キャリアアップ研修」等が実施されている。また、近隣の複数の自治体と地域連携協定を締結し、学生のボランティア参加も推進するなど、広く地域・社会への貢献活動を行っている。

教育目的・目標は、建学精神に基づき確立され、ウェブサイト等を通して学内外に表明している。教育目的・目標に基づく人材養成が地域のニーズに対応しているかについては、卒業生、近隣自治体や実習先等と定期的に意見交換を行って点検している。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針において明確に示しており、学科会議等において点検している。三つの方針は関連付けて一体的に定められ、履修要項、ウェブサイト等を通して学内外に表明しており、教員と事務職員が協力したチェック体制を整えている。

自己点検・評価に関する規程及び組織は整備されている。自己点検・評価活動は規程に基づき適切に行われ、毎年、自己点検・評価報告書をまとめウェブサイトで公表している。学習成果を焦点する査定の手法として、平成30年度に全学及び各学科のアセスメント・ポリシーを策定し評価方針として運用している。

学科ごとに卒業認定・学位授与の方針が策定され、それに対応した形で教育課程編成・実施の方針が明確に策定されている。教育課程は、免許、資格に関する授業科目を含め、段階的な学びを念頭に配当時期が考慮され、適切に編成されている。シラバス(授業内容)には、必要項目が明示され、シラバスチェック会議による点検及び指導が行われている。学科ごとの入学者受入れの方針を募集要項等において明確に示し、多様な入学者選抜試験を実施している。

短期大学及び各学科の学習成果は明確であり、GPA、資格試験合格率、就職率、ジェネ

リックスキルテスト、学習の記録（履修カルテ）、学生生活満足度アンケート、卒業生アンケート等の量的・質的データを用いて測定している。

学習成果の獲得に向けて、教職員はそれぞれの立場で様々な工夫をして支援しており、学修相談室が大きな役割を果たしている。キャンパス・アメニティの充実、学生相談等の支援活動、日頃の学生生活の向上のための活動など、多角的な支援体制が整えられている。進路支援は、教職員が一体となって行っている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。教育研究活動に関する規程を整備し、研究時間及び研究成果を発表する機会は確保されている。FD 活動に関する規程を整備し、FD 研修会や教員間の授業参観等を通して、授業・教育方法の改善、教員の資質向上を図っている。事務組織は学内規程に基づき編成され、その専門的な職能を向上させるため、SD 研修会等の各種研修会へ参加し、人事異動により組織の活性化を図っている。教職員の就業に関する諸規程を整備し、規程に基づいて適切に管理している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、講義室、演習室、実習室、情報処理学習室等を整備している。施設設備の維持管理は適切に行われている。防災対策として、「大規模地震対応消防計画」を作成し全教職員に配布し、全学生には「大地震初動マニュアル 学生向け」を作成し配布するとともに、地震による火災発生を想定した避難訓練を全学的に実施している。技術的資源は学科ごとの教育課程編成・実施の方針に基づいて有しており、パソコンや学内 LAN、Wi-Fi 環境も整備されている。

財務状況は、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門の経常収支が過去3年間支出超過である。

理事長は、建学の精神に基づき、教育や福祉の現場経験が豊富な教授陣による教育と学生が自分自身の未来を実現するための教育を展開するようにリーダーシップを発揮している。理事会は、学校法人の最高意思決定機関として、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識し、適切な運営を行っている。

学長は教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮している。また、校務をつかさどり、所属する教職員を統督している。教授会における審議事項を学則で示し、学長は短期大学の教学、研究等に関する教授会の意見を参酌して最終的な判断を適切に行っている。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、寄附行為に基づき開催され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び財務情報は、ウェブサイト等を通して公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 卒業認定・学位授与の方針の達成度を学修の記録（履修カルテ）によって確かめていくなかで繰り返し学生が教育目標を確認し成長実感に役立てている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 学修につまずいている学生への対応のみならず、学び直しなどのための「ミニ講座」、休学中の学生や復学した学生を対象とする「休学者支援サロン」、週1度設けている「アクティビティタイム」、再就職を希望する卒業生を対象とした就職支援システム「お仕事ナビ」等、きめ細やかな支援を行い実績を上げている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で経常収支が過去3年間、支出超過である。経営改善計画・中期計画に沿って、財政の健全化に向けての取組みが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学当初から「理性と伝統の上にたった自由と創造は、教育の生命である。この精神に基づいて本学は心身共に健全にして、高き知性と豊かな情操をもって、国家社会の発展に貢献する、有能な女性の育成を目的とする」との建学の精神を掲げ、これを学内外に示すとともに、学内においては入学時、在学中に学生並びに教職員への浸透を図っている。

また、創設者本多由三郎氏の偉業を偲ぶ「清光忌」をはじめとする各行事においても建学の精神を基に企画・運営され、女子に対する高等教育機関として確立されている。

建学の精神は、日常的に口にすることや印刷物に著すことが容易ではないことから、諸会議の議論を踏まえ、建学の精神の神髄として「自由と創造 自律と貢献」を抽出し、建学の精神をより身近なものとして浸透を図っている。

建学の精神の具現化は、社会貢献活動として市民に対して、「夏休み親子広場」、「教員免許状更新講習」、「岡崎市定期講座講習」、「愛知県現任保育士研修」、「愛知県保育士キャリアアップ研修」等が実施されている。また、地方自治体と社会福祉、生涯学習、まちづくり等の分野において連携協力に関する包括協定を締結するほか、各種の連携協定を締結し、学生のボランティア参加も推進しながら、広く地域・社会への貢献活動を行っている。

教育目的・目標は、建学精神に基づき確立され、ウェブサイト等を通して学内外に表明している。教育目的・目標に基づく人材養成が地域のニーズに対応しているかについては、卒業生、近隣自治体や実習先等と定期的に意見交換を行って点検している。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針において明確に示しており、学科会議等において点検している。

三つの方針は関連付けて一体的に定められ、履修要項、ウェブサイト等を通して学内外に表明しており、教員と事務職員が協力したチェック体制を整えている。

自己点検・評価に関する規程及び組織は整備されている。自己点検・評価活動は規程に基づき適切に行われ、毎年、自己点検・評価報告書をまとめウェブサイトで公表している。

学習成果を焦点とする査定の手法として、平成 30 年度に全学及び各学科のアセスメント・ポリシーを策定し、全学レベル、学科レベル、科目レベルの各段階で査定している。全専任教員で教育の質保証を図る査定の仕組みがあるが、全専任教職員で教育の質保証を図る査定の仕組みにすることが望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学科ごとの卒業認定・学位授与の方針が策定され、それに対応した教育課程編成・実施の方針が明確に策定されている。教育課程は、免許、資格に関する授業科目を含め、段階的な学びを念頭に配当時期が考慮され、適切に編成されている。シラバス（授業内容）には、必要項目が明示され、シラバスチェック会議による点検及び指導が行われている。各学科のねらいと「教育課程編成方針」に基づいて教養教育に関する科目が編成されているが、「基礎教育」内容となっており、専門教育の中での教養教育という試みは今後も検討の余地がある。

職業教育は、将来の職業人を育てる明確な目標をもって取り組んでおり、職業との接続教育が行われている。各学科ともに入学者受入れの方針に基づいて、多様な入学者選抜試験を実施している。

短期大学及び各学科の学習成果が明確であり、GPA、ジェネリックスキルテスト、資格試験合格率、専門職への就職率等の量的データを学習成果の把握に活用している。キャップ制及び科目ナンバリングの導入についても検討されたい。

卒業生に対するアンケートの実施や卒業生が母校を訪れる機会を設け、情報収集を行うなど、卒業後評価に取り組んでいる。

学習成果の獲得に向けて、教職員はそれぞれの立場で様々な工夫をして支援しており、学習相談室が大きな役割を果たしている。また、「履修カルテ」を用いた指導・支援を活発に実施している。入学前から学生の学習成果の獲得のために入学前教育を実施している。また、短期大学での学びにおける基礎学力の不足を補う講座や、教養的内容を扱うミニ講座を実施している。

キャンパス・アメニティの充実、学生相談等の支援活動、日頃の学生生活の向上のための活動等、多角的な支援体制が整えられている。進路支援は、教職員が一体となって行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。専任教員の選考、昇任に関しては、教員資格審査委員会において資格審査を行い、教授会で審議し、学長が決定した後、就業規則に基づき理事会で決定している。教育研究活動は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいた成果を上げている。また、規程を整備し、研究時間及び研究成果を発表する機会を確保しており、研究紀要等を発行している。研究紀要に掲載された論文は、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 学術機関リポジトリ」で公表している。

事務組織は学内規程に基づき編成され、その専門的な職能を向上させるため、研修や人事異動により組織の活性化を図っている。SD 委員会によって充実した SD 活動が実施されており、他大学への訪問調査は定期的に行われている。教職員の就業に関する諸規程を整備し、規程に基づいて適切に管理している。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足している。講義室、演習室、実習室、情報処理学習室等を整備している。環境整備や諸規程の整備、防災対策、情報セキュリティ

対策も図られている。施設設備の維持管理は適切に行われている。特に耐震化対策は完了している。

防災対策として、「大規模地震対応消防計画」を作成し全教職員に配布し、全学生には「大地震初動マニュアル 学生向け」を作成し配布するとともに、地震による火災発生を想定した避難訓練を実施している。

技術的資源は学科ごとの教育課程編成・実施の方針に基づいて、パソコンや学内 LAN、Wi-Fi 環境も整備されている。

財務状況は、余裕資金はあるものの、経常収支が、学校法人全体及び短期大学部門とも過去 3 年間にわたり支出超過である。経営改善計画・中期計画に沿って、財政の健全化に向けての取組みが望まれる。学内において、経営情報の公開と危機意識の共有を図っている。施設設備については、「中期計画による施設整備計画」が示されている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神に基づき、教育や福祉の現場経験が豊富な教授陣による教育と学生が自分自身の未来を実現するための教育を展開するようにリーダーシップを発揮している。理事長は、岡崎女子短期大学の教員としての勤務経験があり、建学の精神及び教育理念・目的について、建学当初からの歴史的経緯を深く理解している。教育・研究活動において建学の精神の具現化を図っている。

理事会は、学校法人の最高意思決定機関として、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識し、適切な運営を行っている。

学長は、教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮している。学長は、校務全体をつかさどり、所属教職員を統督している。教授会における審議事項を学則で示し、学長は短期大学の教学、研究等に関して教授会の意見を参酌して最終的な判断を適切に行っている。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に常出席し、学校法人の業務状況・財産状況等について意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出をしている。監査報告書の監査を実施した対象については、改正後の私立学校法第 37 条第 3 項にのっとり記載されたい。

評議員会は、寄附行為に基づき開催され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報は、学校教育法施行規則の規定に基づき、ウェブサイトで公表している。

財務情報は、私立学校法の規定に基づき、ウェブサイトで公開している。